

表5 技術者の資格表 (1/4)

表5 技術者の資格表 (2/4)

資格区分		資格コード		建設業の種別		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	開	井	其	水	消	清	解			
技術士法 「技術士試験」	登録証	51	森林「森林上木」・総合技術監理（森林「森林上木」）	(◎)			(◎)																			(◎)											
		52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											(◎)																							
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										(◎)														(◎)										
		54	衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										(◎)														(◎)	(◎)									
電気工事士法 「電気工事士試験」	免状	55	第1種電気工事士										(○)																								
電気事業法 「電気主任技術者国家試験等」	免状	56	第2種電気工事士		3年							(○)																									
電気通信事業法 「電気通信主任技術者試験」	資格者証	58	電気主任技術者（1種・2種・3種）	実務経験 5年								(○)																									
電気通信事業法 （工事担任者）	資格者証	59	電気通信主任技術者	実務経験 5年																						(○)											
電気通信事業法 （工事担任者）	資格者証	35	工事担任者資格者証（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）の交付を受けた者	実務経験 3年																						(○)											
			工事担任者資格者証（総合通信）の交付を受けた者	実務経験 (資格者証交付後)																						(○)											
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	65	給水装置工事主任技術者	実務経験 1年								(○)																									
消防法「消防設備士試験」	免状	68	甲種消防設備士																									(○)									
		69	乙種消防設備士																								(○)										

◎：特定建設業 及び 一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格

○：一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格

 指定建設業

「電気通信事業法（工事担任者）」（資格コード35）の注意事項：

・令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

表5 技術者の資格表 (3/4)

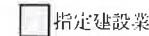
表5 技術者の資格表 (4/4)

資格区分	資格コード	建設業の種類		土	建	大	工	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	貝	水	消	清	解	
		実務	経験	建	設	施	工	事	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	業	工	
その他	94 热絕縁施工																							○									
	95 建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																								○								
	96 造園																								○								
	97 防水施工																							○									
	98 さく井																							○									
その他	61 地すべり防止工事	実務	1年																						○								
	62 建築設備工	実務	1年															○	○														
	63 計装工(1級)	実務	1年														○	○															
	40 基礎ぐい工事	基盤施工士															○																
	60 解体工事																								○								
	36 基幹技能者																																
	99 その他																																
○	法第7条第2号イ該当																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	法第7条第2号ロ該当																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)(大臣特別認定)																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表5-2 技術者の資格表(基幹技能者)(P26)のとおり

(○) : 特定建設業 及び 一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格

(○) : 一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格



※1 平成27年度までの合格者は、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

('登録解体工事講習')とは、解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいう。)

1級上木施工管理技士:《13》、2級上木施工管理技士:《14》、1級建築施工管理技士:《20》、2級建築施工管理技士:《21》、(躯体)《22》

※2 当面の間、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

技術士: (建設部門又は総合技術監理部門(建設))《41》、《42》

※3 2級の場合、とび・土工事業については「とび工事」に関し、解体工事業については「解体工事」に関し、合格後の実務経験を要する。

職業能力開発促進法「技能検定」とび・とび工《57》

(《》内は資格コードを表す。)

【備考】

- 資格コード「54」(衛生工学「汚物処理」)は昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- 表中の「実務経験」は合格後の実務経験年数をいう。
- 平成16年4月1日時点で2級の技能検定に合格していた者は、「3年の実務経験」を「1年の実務経験」とする。
- 資格コード「01」「02」且つ指定建設業以外の○印のもので、法第15条第2号ロに該当する者は特定建設業の営業所専任技術者となりうる。
- 資格コード「61」(地すべり防止工事)とは、地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。
- 資格コード「62」(建築設備工)とは、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。
- 資格コード「63」(計装工(1級))とは、建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。
- 資格コード「40」(基礎ぐい工事)とは、基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。
- 資格コード「60」(解体工事)とは、解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体会連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。
- 資格コード「88」の「塗装」について、昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当する。
- 平成28年6月1日時点において、とび・土工事業の技術者要件を満たしていた者は、令和3年6月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされた(経過措置)。